

自動車登録における必要書類等(登録代行センターをご利用下さい)

「分割」による登録について

【必要書類】

譲渡証明書(譲渡人は実印を押印)

分割の事実が確認できる商業登記簿謄(抄)本及び分割計画書又は分割契約書の写しで当該自動車が特定できる場合は不要

新旧所有者の印鑑(登録)証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

申請人(新旧所有者)が支配人による申請の場合は本社の所在証明として商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付

新旧所有者の委任状(実印を押印)

使用者の委任状(押印)

自動車保管場所証明書(証明の日から概ね1ヶ月以内のもの)

使用の本拠の位置が変更になり、且つ自動車保管場所証明書適用地域の場合に限り必要。なお、抹消登録と同時申請の場合は不要

使用の本拠の位置に変更がないとして、自動車保管場所証明書を省略する場合は従前の当該使用の本拠の位置に引き続き拠点があることが分かる書面が必要

使用の本拠の位置を証するに足りる書面(使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合に限り必要)

使用者の住所を証するに足りる書面(発行されてから3ヶ月以内のもの)

有効期間のある(抹消登録と同時申請の場合を除く)自動車検査証

旧所有者の名称の変更の事実又は住所のつながりが証明できる書面(自動車検査証に記載されている旧所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更があり印鑑(登録)証明書と異なる場合)

1) 旧所有者に住所の変更があった場合

・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は閉鎖謄本、登記事項証明書

2) 旧所有者に名称の変更があった場合(合併・分割を除く)

・名称の変更が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

3) 旧所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合

・商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書

上記の各書面は原本を提出するものとし、住居表示の変更の証明書は写しで可とする

事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

その他

1) 希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

2) 自動車登録番号が変更となる場合は、自動車登録番号標

3) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書